

地方自治法の政務調査費条項の改正に強く反対します。

1 平成24年8月10日、地方自治法100条14項から16項（地方議会の政務調査費についての根拠規定）の改正案が衆議院で可決されました。改正案は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について14項に「その他の活動」の6文字を付加して「議員の調査研究その他の活動に資するため」とするとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲も条例で定めることがしています。

この改正案は、平成24年8月7日、衆議院総務委員会において、民主党・自民党・公明党・「生活」に所属する6名の議員が、突如、地方自治法の改正案に対する修正案として共同提出したものであり、その約3時間後、賛成多数で可決されました。そして、8月10日の衆議院本会議では議論もなく可決に至りました（本会議時間14分）。

2 ご存知のとおり、これまで、地方議会の会派、議員による政務調査費の乱脈ぶりが数え切れないほど報告されています。提訴された住民訴訟は全国で70件を超え、そのうち47件の判決で支出の一部が違法と認定されています。宮城県や仙台市議会議員の政務調査費の使途についても、これまで簡便計算方式による実費の水増し（宮城県議会）、引退直前の「調査」旅行、テレビの購入などという明らかに法の定める趣旨から逸脱し、市民の理解を得られない実態が多数みられました。平成21年3月には、宮城県知事及び県議会各会派と和解し、4750万円を返還してもらっています。また、仙台市議会については、平成13年4月から平成14年12月分の目的外使用として約717万円（高裁判決では各会派からの返還分などを考慮し520万円）の返還を命じられていますし、平成15年4月分の政務調査費の目的外使用については当時の仙台市議会3会派に合計約470万円の返還が命じられています。

政務調査費を野放しにすることは、税金の無駄遣いを是認することになります。

3 ところが、上記改正案は、交付の目的に「その他の活動」を加えることで、「今後は、地方議員の活動である限り、その他の活動についても使途を拡大し、具体的に充てることができる経費の内容については条例で定めるという形にした」ものです（8月7日総務委員会での橘 慶一郎議員の説明）。

この改正は、これまで裁判所で違法とされ市民の理解を得られないような、およそ議員の調査研究と関係のない使い方をも許容する余地を広範に与えるものです。市民から強く批判されてきた地方議会の政務調査費支出の乱脈ぶりに、いわば免罪符を与えようとするものに他なりません。

また、政務調査費は、これまでも「第二の歳費」と評され批判されてきました。今回、このような形で議員報酬を拡大することの是非も議論されていません。

少なくともこのような扱いを地方議員に認めるのであれば、法改正の必要性を支える合理的な理由を十分に国民に説明する責任があることはあらためて述べるまでもないことです。

4 私たちは、こうした説明責任も果たさず、議論らしい議論もないまま、お手盛りの改正案を可決したことを強く批判し、廃案を求めます。

平成24年8月24日

仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
仙市民オンブズマン
代表 千葉 晃 平